

平成27年第2回小金井市教育委員会定例会議事日程

平成27年2月10日(火)

午後1時30分開会

801会議室

日程	議	題
第1		会議録署名委員の指名
第2	議案第3号	教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定依頼について
第3	議案第4号	教育長の勤務時間等に関する条例の制定依頼について
第4	議案第5号	小金井市教育委員会事務局等職員給与条例等の一部を改正する条例の制定依頼について
第5	議案第6号	小金井市教育委員会事務局等職員給与条例の特例に関する条例の制定依頼について
第6	議案第7号	小金井市私立幼稚園等園児保護者補助金の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定依頼について
第7	議案第8号	小金井市私立幼稚園等園児保護者補助金の交付に関する条例施行規則を廃止する規則について
第8	議案第9号	小金井市立学校事案決定規程の一部を改正する規程について
第9	代処第1号	小金井市奨学資金支給条例施行規則の一部を改正する規則の代理処理について
第10	協議第1号	小金井市文化財指定の諮問について
第11	協議第2号	東センターの事業運営等について
第12	報告事項	1 インフルエンザ発生状況について
		2 アナフィラキシー対応ホットラインについて
		3 小金井市立小・中学校連合作品展について
		4 第6回中学生「東京駅伝」大会について
		5 平成26年度小金井教育の日について
		6 平成26年度成人の日記念行事について
		7 第27回多摩郷土誌フェアについて
		8 第11回野川駅伝について
		9 その他
		10 今後の日程
第13	議案第10号	校長・副校長の任命(転任・新任)に係る内申について
第14	代処第2号	職員の分限処分に関する代理処理について
第15	代処第3号	職員の分限処分に関する代理処理について

議案第3号

教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定依頼について

教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例を別紙のように制定依頼する。

平成27年2月10日提出

小金井市教育委員会

教育長 山本修司

(提案理由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、教育長の職務に専念する義務の特例を規定する必要があるため、本案を提出するものがあります。

## 教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第11条第5項の規定に基づき、教育長の職務に専念する義務の特例について必要な事項を定めるものとする。

(職務に専念する義務の免除)

第2条 教育長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ教育委員会の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

- (1) 研修の実施に参加するとき。
- (2) 職員の厚生に関する行事の企画及び実施に参加するとき。
- (3) 前2号に定めるもののほか、特に承認を受けたとき。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、この条例の規定は適用しない。

議案第4号

教育長の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の制定依頼について

教育長の勤務時間、休日、休暇等に関する条例を別紙のように制定依頼する。

平成27年2月10日提出

小金井市教育委員会  
教育長 山本修司

(提案理由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、教育長の勤務時間等について規定する必要があるため、本案を提出するものであります。

## 教育長の勤務時間、休日、休暇等に関する条例

### (趣旨)

第1条 この条例は、教育長の勤務時間、休日、休暇等について必要な事項を定めるものとする。

### (勤務時間、休日、休暇等)

第2条 教育長の勤務時間、休日、休暇等については、小金井市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和30年条例第28号）の適用を受ける職員の例による。ただし、同条例中「任命権者」とあるのは、「教育委員会」とする。

### 付 則

#### (施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

#### (経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、この条例の規定は適用しない。

議案第5号

小金井市教育委員会事務局等職員給与条例等の一部を改正する条例の制定依頼について

小金井市教育委員会事務局等職員給与条例等の一部を改正する条例を別紙のように制定依頼する。

平成27年2月10日提出

小金井市教育委員会  
教育長 山本修司

(提案理由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、教育長に関する規定を整備する必要があるため、本案を提出するものであります。

## 小金井市教育委員会事務局等職員給与条例等の一部を改正する条例

(小金井市教育委員会事務局等職員給与条例の一部改正)

第1条 小金井市教育委員会事務局等職員給与条例（昭和28年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第1条中「（教育長を除く。）」を削り、同条の条名を削る。

第2条を削る。

(小金井市教育委員会事務局等職員の旅費に関する条例の一部改正)

第2条 小金井市教育委員会事務局等職員の旅費に関する条例（昭和28年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第1条中「小金井市の職員の旅費に関する条例」を「、職員の旅費に関する条例（昭和36年条例第8号）」に改め、同条ただし書を削り、同条の条名を削る。

(小金井市教育委員会事務局等職員退職手当支給条例の一部改正)

第3条 小金井市教育委員会事務局等職員退職手当支給条例（昭和29年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「小金井市教育委員会事務局等職員退職手当支給」を「小金井市教育委員会事務局等職員の退職手当の支給」に改め、同条第2項中「引続き」を「引き続き」に改め、同条の条名を削り、同条第1項に項番号を付する。

第2条を削る。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(小金井市教育委員会事務局等職員給与条例の一部改正に伴う経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。以下「改正法」という。）附則第2条第1項の場合においては、第1条の規定による改正後の小金井市教育委員会事務局等職員給与条例の規定は適用せず、第1条の規定による改正前の小金井市教育委員会事務局等職員給与条例の規定は、なおその効力を有する。

(小金井市教育委員会事務局等職員の旅費に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

3 改正法附則第2条第1項の場合においては、第2条の規定による改正後の小金井市教育委員会事務局等職員の旅費に関する条例の規定は適用せず、第2条の規定に

よる改正前の小金井市教育委員会事務局等職員の旅費に関する条例の規定は、なおその効力を有する。

(小金井市教育委員会事務局等職員退職手当支給条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 改正法附則第2条第1項の場合においては、第3条の規定による改正後の小金井市教育委員会事務局等職員退職手当支給条例の規定は適用せず、第3条の規定による改正前の小金井市教育委員会事務局等職員退職手当支給条例の規定は、なおその効力を有する。



議案第 5 号資料

小金井市教育委員会事務局等職員給与条例等の一部を改正する条例新旧対照表

小金井市教育委員会事務局等職員給与条例（第 1 条関係）

改正条例	現行条例	備考
<p>小金井市教育委員会の任命に係る職員の給与に関しては、職員の給与に関する条例（昭和 26 年条例第 3 号）を準用する。</p> <p>付 則（抄） （施行期日）</p> <p>1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。 （小金井市教育委員会事務局等職員給与条例の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号。以下「改正法」という。）附則第 2 条第 1 項の場合においては、第 1 条の規定による改正後の小金井市教育委員会事務局等職員給与条例の規定は適用せず、第 1 条の規定による改正前の小金井市教育委員会事務局等職員給与条例の規定は、なおその効力を有する。</p> <p>3 } 省略 4 }</p>	<p><u>第 1 条</u> 小金井市教育委員会の任命に係る職員（教育長を除く。）の給与に関しては、職員の給与に関する条例（昭和 26 年条例第 3 号）を準用する。</p> <p><u>第 2 条</u> 教育長の給料月額は、765,000 円とする。</p> <p><u>2</u> <u>その他給料、通勤手当及び期末手当の支給に関しては、特別職の給与に関する条例（昭和 31 年条例第 22 号）第 5 条、第 5 条の 2、第 5 条の 3 及び第 6 条の規定を準用する。</u></p>	<p>教育長に関する規定の削除 条の削除</p>

小金井市教育委員会事務局等職員の旅費に関する条例（第2条関係）

改正条例	現行条例	備考
<p>小金井市教育委員会事務局等職員の旅費に関しては、<u>職員の旅費に関する条例（昭和36年条例第8号）</u>を準用する。</p> <p>付 則（抄） （施行期日）</p> <p>1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p>2 省略 （小金井市教育委員会事務局等職員の旅費に関する条例の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>3 改正法附則第2条第1項の場合においては、第2条の規定による改正後の小金井市教育委員会事務局等職員の旅費に関する条例の規定は適用せず、第2条の規定による改正前の小金井市教育委員会事務局等職員の旅費に関する条例の規定は、なおその効力を有する。</p> <p>4 省略</p>	<p><u>第1条</u> 小金井市教育委員会事務局等職員の旅費に関しては<u>小金井市の職員の旅費に関する条例</u>を準用する。<u>ただし、教育長については、特別職の職員の旅費に関する条例（昭和36年条例第7号）</u>を準用する。</p>	<p>規定の整備及びただし書の削除</p>

小金井市教育委員会事務局等職員退職手当支給条例（第3条関係）

改正条例	現行条例	備考
<p>1 小金井市教育委員会事務局等職員の退職手当の支給に関しては、小金井市職員退職手当支給条例（昭和23年条例第19号）を準用する。</p> <p>2 小金井市職員から引き続き勤務する場合には勤続年数を通算する。</p> <p>付 則（抄） （施行期日）</p> <p>1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p>2 } 省略 3 }</p> <p>（小金井市教育委員会事務局等職員退職手当支給条例の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>4 改正法附則第2条第1項の場合においては、第3条の規定による改正後の小金井市教育委員会事務局等職員退職手当支給条例の規定は適用せず、第3条の規定による改正前の小金井市教育委員会事務局等職員退職手当支給条例の規定は、なおその効力を有する。</p>	<p>第1条 小金井市教育委員会事務局等職員退職手当支給に関しては、小金井市職員退職手当支給条例（昭和23年条例第19号）を準用する。</p> <p>2 小金井市職員から引続き勤務する場合には勤続年数を通算する。</p> <p>第2条 教育長の退職手当については、特別職の給与に関する条例（昭和31年条例第22号）第5条の4及び第6条の規定を準用する。この場合において、第5条の4第2項第2号中「副市長」とあるのは「教育長」と、「100分の300」とあるのは「100分の250」と読み替えるものとする。</p>	<p>規定の整備</p> <p>同上</p> <p>条の削除</p>

議案第6号

小金井市教育委員会事務局等職員給与条例の特例に関する条例の制定依頼について

小金井市教育委員会事務局等職員給与条例の特例に関する条例を別紙のように制定依頼する。

平成27年2月10日提出

小金井市教育委員会  
教育長 山本修司

(提案理由)

本市における財政状況を踏まえ、更なる行財政改革の推進を図るという、教育長としての姿勢を明確にするため、本案を提出するものであります。

## 小金井市教育委員会事務局等職員給与条例の特例に関する条例

### (目的)

第1条 この条例は、教育委員会教育長に支給する給料について、小金井市教育委員会事務局等職員給与条例等の一部を改正する条例（平成27年条例第 号。以下「給与条例等改正条例」という。）による改正前の小金井市教育委員会事務局等職員給与条例（昭和28年条例第17号）第2条第1項（給与条例等改正条例付則第2項の場合を含む。）の特例を定めることを目的とする。

### (給料の特例)

第2条 平成27年2月23日に在職する市長の任期中に限り、教育長に支給する給料月額は、726,750円とする。

### (退職手当の基礎となる給料月額)

第3条 教育長の職にあった者に対し、退職手当を支給する場合には、前条の規定は、適用しない。

### 付 則

#### (施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

#### (有効期限)

2 この条例は、平成27年9月30日限り、その効力を失う。

議案第 7 号

小金井市私立幼稚園等園児保護者補助金の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定依頼について

小金井市私立幼稚園等園児保護者補助金の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定を別紙のように依頼する。

平成 27 年 2 月 10 日提出

小金井市教育委員会  
教育長 山 本 修 司

(提案理由)

東京都が定める私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助金交付要綱の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市私立幼稚園等園児保護者補助金の交付に関する条例の一部を改正する条例

小金井市私立幼稚園等園児保護者補助金の交付に関する条例（平成19年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号を次のように改める。

(6) 幼児 当該年度の4月1日以降、小金井市の住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条に規定する住民基本台帳に記録されている者もしくは記録されていた者又は出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3第1号もしくは第2号に規定する者のうち、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 当該年度の4月1日現在における満年齢が3歳、4歳及び5歳の者。ただし、当該年度の4月2日以降に満3歳に達する者は、当該年度の4月1日現在における満年齢が3歳の者とみなす。

イ 学校教育法第18条の規定により保護者が就学させる義務を猶予又は免除された者

付 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の小金井市私立幼稚園等園児保護者補助金の交付に関する条例の規定は、平成26年4月1日から適用する。

議案第7号資料

小金井市私立幼稚園等園児保護者補助金の交付に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) }          ˘ } 省略          (5) }</p> <p>(6) <u>幼児</u> 当該年度の4月1日以降、小金井市の住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条に規定する住民基本台帳に記録されている者もしくは記録されていた者又は出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3第1号もしくは第2号に規定する者のうち、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>ア <u>当該年度の4月1日現在における満年齢が3歳、4歳及び5歳の者。ただし、当該年度の4月2日以降に満3歳に達する者は、当該年度の4月1日現在における満年齢が3歳の者とみなす。</u></p> <p>イ <u>学校教育法第18条の規定により保護者が就学させる義務を猶予又は免除された者</u></p> <p>(7) }          (8) } 省略</p> <p>付 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の小金井市私立幼稚園等園児保護者補助金の交付に関する条例の規定は、平成26年4月1日から適用する。</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) }          ˘ } 省略          (5) }</p> <p>(6) <u>幼児</u> 当該年度の4月1日以降、小金井市の住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条に規定する住民基本台帳に記録されている者もしくは記録されていた者又は出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3第1号もしくは第2号に規定する者で、当該年度の4月1日現在における満年齢が3歳、4歳及び5歳のものをいう。ただし、当該年度の4月2日以降に満3歳に達する者は、当該年度の4月1日現在における満年齢が3歳の者とみなす。</p> <p>(7) }          (8) } 省略</p>	<p>定義規定の整備</p>



議案第8号

小金井市私立幼稚園等園児保護者補助金の交付に関する条例施行規則を  
廃止する規則

小金井市私立幼稚園等園児保護者補助金の交付に関する条例施行規則（平成19年  
教育委員会規則第6号）を別紙のように廃止する。

平成27年2月10日提出

小金井市教育委員会  
教育長 山本修司

（提案理由）

子ども・子育て支援新制度に伴い、「私立幼稚園に関する事務」が子ども家庭部保育課に事務移管されるため、小金井市私立幼稚園等園児保護者補助金の交付に関する条例施行規則を廃止する必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市私立幼稚園等園児保護者補助金の交付に関する条例施行規則を  
廃止する規則

小金井市私立幼稚園等園児保護者補助金の交付に関する条例施行規則（平成19年  
教育委員会規則第6号）は、廃止する。

付 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

議案第9号

小金井市立学校事案決定規程の一部を改正する規程

小金井市立学校事案決定規程の一部を別紙のように改正する。

平成27年2月10日提出

小金井市教育委員会  
教育長 山本修司

(提案理由)

統計法の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出するもの  
あります。

## 小金井市立学校事案決定規程の一部を改正する規程

小金井市立学校事案決定規程（平成11年教育委員会規程第7号）の一部を次のように改正する。

別表小金井市立学校事案決定規程実施細目75の項中「第20条第2項」を「第22条第2項」に改め、同細目108の項中「学校基本調査」を「学校基本統計」に改める。

### 付 則

この規程は、公布の日から施行する。



小金井市立学校事案決定規程の一部を改正する規程新旧対照表

改正規程							現行規程							備考
別表（第4条関係） 省略 小金井市立学校事案決定規程実施細目							別表（第4条関係） 省略 小金井市立学校事案決定規程実施細目							
No.	件名	決定事案名	決定区分		起案者	備考	No.	件名	決定事案名	決定区分		起案者	備考	
			校長	副校長						校長	副校長			
1 ～ 40	省略	省略	省略	省略	省略	省略	1 ～ 40	省略	省略	省略	省略	省略	規定の整備	
41 ～ 74	職員の服務 に関するこ と。	省略	省略	省略	省略	省略	41 ～ 74	職員の服務 に関するこ と。	省略	省略	省略	省略		
75		教育職員に教育 公務員特例法（昭 和24年法律第 1号）第22条第 2項に基づく研 修を承認するこ と。	◎	□	—		75		教育職員に教育 公務員特例法（昭 和24年法律第 1号）第20条第 2項に基づく研 修を承認するこ と。	◎	□	—		
76 ～ 79		省略	省略	省略	省略	省略	76 ～ 79		省略	省略	省略	省略		
80 ～ 100	省略	省略	省略	省略	省略	省略	80 ～ 100	省略	省略	省略	省略	省略		
101 ～ 107	文書の管理 に関するこ と。	省略	省略	省略	省略	省略	101 ～ 107	文書の管理 に関するこ と。	省略	省略	省略	省略		

108		学校基本統計、地方教育費、父母負担費及び学校教員統計等の基幹統計調査書を提出すること。	◎	□	事務 教員	
109 ～ 121	省略	省略	省略	省略	省略	省略

108		学校基本調査、地方教育費、父母負担費及び学校教員統計等の基幹統計調査書を提出すること。	◎	□	事務 教員	
109 ～ 121	省略	省略	省略	省略	省略	省略

統計法の一部  
改正に伴う規  
定の整備

付 則  
この規程は、公布の日から施行する。

代処第1号

小金井市奨学資金支給条例施行規則の一部を改正する規則の代理処理について

このことについて、小金井市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和32年教育委員会規則第6号）第4条第1項の規定により別紙のとおり代理処理したので、同条第2項の規定に基づきその承認を求める。

なお、本案件は、規則の一部を改正する必要が生じたが、教育委員会の議決すべき事項で特に緊急を要し、教育委員会を開催する時間的余裕がないため、別紙のとおり代理処理したものである。

平成27年2月10日提出

小金井市教育委員会  
教育長 山本修司

(写)

代 理 処 理 書

小金井市奨学資金支給条例施行規則（昭和35年教育委員会規則第4号）の一部を改正する必要が生じたが、教育委員会の議決すべき事項で教育委員会を開催する時間がないので、小金井市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和32年教育委員会規則第6号）第4条第1項の規定により、別紙のとおり代理処理する。

平成27年1月27日

小金井市教育委員会  
教育長 山 本 修 司

6

6



## 小金井市奨学資金支給条例施行規則の一部を改正する規則

小金井市奨学資金支給条例施行規則（昭和35年教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「前項第1号」を「第1項第1号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項第1号の奨学生出願書を提出する場合において、市長は、当該奨学生出願書を提出する者の世帯の構成員（以下単に「構成員」という。）の同意を得て、市が管理する公簿等により当該構成員の課税状況及び所得状況を確認することができることとする。

第3条中「4月30日」を「5月31日」に改め、同条ただし書中「第4条」を「次条」に改める。

第4条中「5月1日から5月31日まで」を「6月1日から6月30日まで」に改める。

第12条第2項中「学校長を経て」を「当該奨学生に」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、市長は、その選定結果について当該奨学生の在学する学校長に通知することとする。

第13条中「学校長を経て本人に」を「当該奨学生に」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、市長は、その通知した旨を当該奨学生の在学する学校長に通知することとする。

第14条中「属する月から始め」を「属する月の翌月から始め」に改める。

第15条を削り、第16条を第15条とし、第17条を16条とし、第18条を第17条とする。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号 (第2条関係)

						小金井市 奨学	
奨学生出願書							
ふりがな		年 月 日生 ( 月現在満 年 月)				学校長検印 公印	
氏名							
現住所等		小金井市 町 丁目 番号 電話				学校卒業予定年月日 年 月	
連絡先 (日中、保護者の方に連絡がとれる連絡先を記入してください。)							
在 学 校	立		高等学校 ※ 大学 部 科		科 全日制 (一部) 学年※ 定時制 (二部)		
	所在地		市・区・町・村 丁目 番号 電話				
保 証 人	氏名		生 年 月 日		本人と の関係		
	現住所等		小金井市 町 丁目 番号 電話 緊急連絡先 (日中に連絡がとれるところ (例: 携帯電話等) を記入してください。)				
家 族	続柄	氏名	年齢	職業	年収	父・母死亡の場合 死亡年月 年 月	
	父		歳		円		
	母		歳		円		
	本人		歳		円	学年	奨学金貸与の 有・無
			歳		円	年	※ 有・無
			歳		円	年	有・無
			歳		円	年	有・無

奨学金希望理由	(勉学への意欲や将来の展望を交えて、必ず奨学資金出願者本人が記載してください。)		健康状態	1 この1年間に身体の不調等の自覚症状がありましたか。
				<input type="checkbox"/> 特になし <input type="checkbox"/> ある(あった)
				具体的に
				2 既往症・現病歴について
			<input type="checkbox"/> 特になし <input type="checkbox"/> ある	
			具体的に	
本人の履歴	(小学校時より入学、休学、転学、退学等の異動があれば記入してください。)			
家庭状況	(この1年間に該当する状況があり、現在も継続している場合はレ印) <input type="checkbox"/> 両親がいない。 <input type="checkbox"/> ひとり親家庭 <input type="checkbox"/> 主に生活を営む者が失業 <input type="checkbox"/> 主に生活を営む者が6か月以上入院又は家庭で療養をしている。 <input type="checkbox"/> 主に生活を営む者が身体等に障害があり、就労していない。 <input type="checkbox"/> 同居する家族が6か月以上療養をしている、又は非常災害に被災した。 <input type="checkbox"/> その他 (その他の特殊事情を記入してください。) ( )			
月平均学費	授業料 学校納付金 書籍学用品	円 円 円	交通費 その他 合計	円 円 円
住宅・その他	家屋 ※ 自宅 m <sup>2</sup> ( 坪) 室数 室数	借家 間 借 m <sup>2</sup> ( 坪) 室数 室数	土地 ※自用 m <sup>2</sup> ( 坪) 借用 m <sup>2</sup> ( 坪) 備考	
同意書	奨学生選定のため、市の公簿等の確認をすることに同意します。 同意者 _____			
小金井市奨学資金支給条例による奨学金の支給を受けたく、連署の上申請します。				
年 月 日 本人 (印)				
保証人 (印)				
(宛先) 小金井市長				

様式第5号中「㊟」を削る。

様式第7号を削る。

付 則

この規則は、平成27年2月1日から施行する。

小金井市奨学資金支給条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正規則	現行規則	備考
<p>(奨学生の出願)</p> <p>第2条 省略</p> <p>(1) }                      (2) } 省略                      (3) }                      (4) }</p> <p>2 <u>前項第1号の奨学生出願書を提出する場合において、市長は、当該奨学生出願書を提出する者の世帯の構成員（以下単に「構成員」という。）の同意を得て、市が管理する公簿等により当該構成員の課税状況及び所得状況を確認できることとする。</u></p> <p>3 前年度の奨学生が引き続いて奨学生となることを希望するときは、<u>第1項第1号及び第4号並びに前年度の学業成績証明書</u>を提出すれば足りる。</p> <p>(奨学生出願の時期)</p> <p>第3条 奨学生の出願は、毎年、4月1日から<u>5月31日</u>までの間に行わなければならない。ただし、<u>次条</u>ただし書の場合</p>	<p>(奨学生の出願)</p> <p>第2条 省略</p> <p>(1) }                      (2) } 省略                      (3) }                      (4) }</p> <p>2 前年度の奨学生が引き続いて奨学生となることを希望するときは、<u>前項第1号及び第4号並びに前年度の学業成績証明書</u>を提出すれば足りる。</p> <p>(奨学生出願の時期)</p> <p>第3条 奨学生の出願は、毎年、4月1日から<u>4月30日</u>までの間に行わなければならない。ただし、<u>第4条</u>ただし書の場合</p>	<p>項の追加</p> <p>項の繰下げ及び規定の整備</p> <p>期間の変更</p>

は、その都度、市長が出願時期を指定する。

(奨学生選定の時期)

第4条 奨学生の選定は、毎年、6月1日から6月30日までの間に行う。ただし、同一年度内において追加選定する場合は、随時行う。

(選定結果通知書及び誓約書)

第12条 省略

2 市長は、選定した奨学生に対しては、前項の通知書とともに奨学生選定通知書(様式第4号)により、当該奨学生に通知する。この場合において、市長は、その選定結果について当該奨学生の在学する学校長に通知することとする。

3 省略

(奨学金廃止等通知書)

第13条 市長が奨学金の廃止、停止又は休止の措置を行ったときは、奨学金廃止(停止、休止)通知書(様式第6号)により当該奨学生に通知しなければならない。この場合において、市長は、その通知した旨を当該奨学生の在学する学校長に通知することとする。

合は、その都度、市長が出願時期を指定する。

(奨学生選定の時期)

第4条 奨学生の選定は、毎年、5月1日から5月31日までの間に行う。ただし、同一年度内において追加選定する場合は、随時行う。

(選定結果通知書及び誓約書)

第12条 省略

2 市長は、選定した奨学生に対しては、前項の通知書とともに奨学生選定通知書(様式第4号)により、学校長を経て通知する。

3 省略

(奨学金廃止等通知書)

第13条 市長が奨学金の廃止、停止又は休止の措置を行ったときは、奨学金廃止(停止、休止)通知書(様式第6号)により学校長を経て本人に通知しなければならない。

期間の  
変更

選定手  
続の変  
更

廃止手  
続の変  
更

(奨学金の支給、廃止等の始期)

第14条 奨学金の支給は、第12条第1項の通知書の発行年月日の属する月の翌月から始め、奨学金の廃止、停止又は休止は、前条の通知書の発行年月日の属する月の翌月から行う。

第15条 省略

第16条 省略

第17条 省略

付 則

この規則は、平成27年2月1日から施行する。

(奨学金の支給、廃止等の始期)

第14条 奨学金の支給は、第12条第1項の通知書の発行年月日の属する月から始め、奨学金の廃止、停止又は休止は、前条の通知書の発行年月日の属する月の翌月から行う。

(奨学金請求書の提出)

第15条 奨学生は、毎月20日までに市長に奨学金請求書(様式第7号)を提出しなければならない。

第16条 省略

第17条 省略

第18条 省略

支給開始月の  
変更

条の削除

条の繰  
上げ  
同上  
同上

小金井市奨学資金支給条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正規則	現行規則	備考																																																																																																				
様式第1号（第2条関係）	様式第1号（第2条関係）																																																																																																					
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">小金井市 奨学</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">奨学生出願書</td> </tr> <tr> <td style="width: 20%;">ふりがな</td> <td style="width: 40%;">年 月 日生</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">学校長検印</td> </tr> <tr> <td>氏 名</td> <td>( 月現在満 年 月)</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">公印</td> </tr> <tr> <td>現住所等</td> <td>小金井市 町 丁目 番 号</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">学校卒業予定年月日</td> </tr> <tr> <td>電話</td> <td></td> <td colspan="2" style="text-align: center;">年 月</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="font-size: small;">連絡先（日中、保護者の方に連絡がとれる連絡先を記入してください。）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">在 学 学 校</td> <td colspan="2">立 高等学校 科 全日制（一部）</td> <td rowspan="2">学年※</td> </tr> <tr> <td colspan="2">※ 大 学 部 科 定時制（二部）</td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td colspan="3">市・区・町・村 丁目 番 号</td> </tr> <tr> <td>電話</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">保 証 人</td> <td>氏 名</td> <td>生 年 月 日</td> <td>本人と の 関 係</td> </tr> <tr> <td>現住所等</td> <td colspan="2">小金井市 町 丁目 番 号</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="font-size: small;">緊急連絡先（日中に連絡がとれるところ（例：携帯電話等）を記入してください。）</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">家 族</td> <td>続 柄</td> <td>氏 名</td> <td>年 齢</td> <td>職 業</td> <td>年 収</td> <td rowspan="2">死亡年月 年 月</td> </tr> <tr> <td>父</td> <td></td> <td>歳</td> <td></td> <td>円</td> <td rowspan="2">父・母死亡の場合</td> </tr> <tr> <td>母</td> <td></td> <td>歳</td> <td></td> <td>円</td> <td rowspan="4">奨学金貸与の 有・無</td> </tr> <tr> <td>本 人</td> <td></td> <td>歳</td> <td></td> <td>円</td> <td rowspan="4">※ 有・無</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>歳</td> <td></td> <td>円</td> <td rowspan="4">有・無</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>歳</td> <td></td> <td>円</td> <td rowspan="4">有・無</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>歳</td> <td></td> <td>円</td> <td rowspan="4">有・無</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>歳</td> <td></td> <td>円</td> <td rowspan="4">有・無</td> </tr> </table>	小金井市 奨学				奨学生出願書				ふりがな	年 月 日生	学校長検印		氏 名	( 月現在満 年 月)	公印		現住所等	小金井市 町 丁目 番 号	学校卒業予定年月日		電話		年 月		連絡先（日中、保護者の方に連絡がとれる連絡先を記入してください。）				在 学 学 校	立 高等学校 科 全日制（一部）		学年※	※ 大 学 部 科 定時制（二部）		所在地	市・区・町・村 丁目 番 号			電話				保 証 人	氏 名	生 年 月 日	本人と の 関 係	現住所等	小金井市 町 丁目 番 号		緊急連絡先（日中に連絡がとれるところ（例：携帯電話等）を記入してください。）				家 族	続 柄	氏 名	年 齢	職 業	年 収	死亡年月 年 月	父		歳		円	父・母死亡の場合	母		歳		円	奨学金貸与の 有・無	本 人		歳		円	※ 有・無			歳		円	有・無			歳		円	有・無			歳		円	有・無			歳		円	有・無
小金井市 奨学																																																																																																						
奨学生出願書																																																																																																						
ふりがな	年 月 日生	学校長検印																																																																																																				
氏 名	( 月現在満 年 月)	公印																																																																																																				
現住所等	小金井市 町 丁目 番 号	学校卒業予定年月日																																																																																																				
電話		年 月																																																																																																				
連絡先（日中、保護者の方に連絡がとれる連絡先を記入してください。）																																																																																																						
在 学 学 校	立 高等学校 科 全日制（一部）		学年※																																																																																																			
	※ 大 学 部 科 定時制（二部）																																																																																																					
所在地	市・区・町・村 丁目 番 号																																																																																																					
電話																																																																																																						
保 証 人	氏 名	生 年 月 日	本人と の 関 係																																																																																																			
	現住所等	小金井市 町 丁目 番 号																																																																																																				
緊急連絡先（日中に連絡がとれるところ（例：携帯電話等）を記入してください。）																																																																																																						
家 族	続 柄	氏 名	年 齢	職 業	年 収	死亡年月 年 月																																																																																																
	父		歳		円		父・母死亡の場合																																																																																															
	母		歳		円	奨学金貸与の 有・無																																																																																																
	本 人		歳		円		※ 有・無																																																																																															
			歳		円			有・無																																																																																														
			歳		円				有・無																																																																																													
		歳		円	有・無																																																																																																	
		歳		円		有・無																																																																																																

 |  |                   |               |                    |     |     |               |          |     | |--|-------------------|---------------|--------------------|-----|-----|---------------|----------|-----| | 小金井市<br>奨学                             |                   |               |                    |     |     |               |          |     | | 奨学生出願書                                 |                   |               |                    |     |     |               |          |     | | ふりがな                                   | 年 月 日生            | 学校長検印         |                    |     |     |               |          |     | | 氏 名                                    | ( 月現在満 年 月)       | 公印            |                    |     |     |               |          |     | | 現住所等                                   | 小金井市 町 丁目 番 号     | 学校卒業予定年月日     |                    |     |     |               |          |     | | 電話                                     |                   | 年 月           |                    |     |     |               |          |     | | 連絡先（日中、保護者の方に連絡がとれる連絡先を記入してください。）      |                   |               |                    |     |     |               |          |     | | 在<br>学<br>学<br>校                       | 立 高等学校 科 全日制（一部）  |               | 学年※                |     |     |               |          |     | |  | ※ 大 学 部 科 定時制（二部） |               |                    |     |     |               |          |     | | 所在地                                    | 市・区・町・村 丁目 番 号    |               |                    |     |     |               |          |     | | 電話                                     |                   |               |                    |     |     |               |          |     | | 保<br>証<br>人                            | 氏 名               | 生 年 月 日       | 本人と<br>の<br>関<br>係 |     |     |               |          |     | |  | 現住所等              | 小金井市 町 丁目 番 号 |                    |     |     |               |          |     | | 緊急連絡先（日中に連絡がとれるところ（例：携帯電話等）を記入してください。） |                   |               |                    |     |     |               |          |     | | 家<br>族                                 | 続 柄               | 氏 名           | 年 齢                | 職 業 | 年 収 | 死亡年月<br>年 月   |          |     | |  | 父                 |               | 歳                  |     | 円   |               | 父・母死亡の場合 |     | |  | 母                 |               | 歳                  |     | 円   | 奨学金貸与の<br>有・無 |          |     | |  | 本 人               |               | 歳                  |     | 円   |               | ※<br>有・無 |     | |  |                   |               | 歳                  |     | 円   |               |          | 有・無 | |  |                   |               | 歳                  |     | 円   |               |          |     | |  |                   | 歳             |                    | 円   | 有・無 |               |          |     | |  |





小金井市奨学資金支給条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正規則	現行規則	備考																																				
<p>様式第5号（第12条関係）</p> <p style="text-align: center;">誓 約 書</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width: 40px;"></td> <td style="width: 40px;">万</td> <td style="width: 40px;">千</td> <td style="width: 40px;">百</td> <td style="width: 40px;">十</td> <td style="width: 40px;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">支給金額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">月額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>小金井市奨学資金支給条例の定めるところに基づき、小金井市から支給を受けた奨学資金については、関係規定を遵守し、奨学生選定の趣旨に添うよう努力することを、保証人連署の上誓約します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>本人 { 住所 小金井市 _____           氏名 _____</p> <p>保証人 { 住所 小金井市 _____           氏名 _____</p> <p>(宛先) 小金井市長</p>		万	千	百	十	円	支給金額						月額						<p>様式第5号（第12条関係）</p> <p style="text-align: center;">誓 約 書</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width: 40px;"></td> <td style="width: 40px;">万</td> <td style="width: 40px;">千</td> <td style="width: 40px;">百</td> <td style="width: 40px;">十</td> <td style="width: 40px;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">支給金額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">月額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>小金井市奨学資金支給条例の定めるところに基づき、小金井市から支給を受けた奨学資金については、関係規定を遵守し、奨学生選定の趣旨に添うよう努力することを、保証人連署の上誓約します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>本人 { 住所 小金井市 _____           氏名 _____ ㊞</p> <p>保証人 { 住所 小金井市 _____           氏名 _____ ㊞</p> <p>(宛先) 小金井市長</p>		万	千	百	十	円	支給金額						月額						<p>備考</p> <p>㊞ の 削 除</p> <p>同上</p>
	万	千	百	十	円																																	
支給金額																																						
月額																																						
	万	千	百	十	円																																	
支給金額																																						
月額																																						

協議第1号

小金井市文化財指定の諮問について

小金井市文化財保護条例第41条の規定により、別紙のとおり文化財保護審議会に諮問する。

平成27年2月10日提出

小金井市教育委員会  
教育長 山本修司

(提案理由)

小金井市文化財保護条例第41条の規定により、小金井市の文化財として指定したいので、本案を協議するものであります。

## 協議第1号資料1

### 1 名称

吉野家住宅（よしのけじゅうたく）

### 2 種別

市指定有形文化財（建造物）

### 3 指定基準

小金井市文化財の指定及び登録の基準に関する要綱（平成18年4月5日制定）  
第2条第1号（指定）

### 4 員数

1棟

### 5 所在の場所

小金井市桜町三丁目7番1号 江戸東京たてもの園内

### 6 所有者の氏名又は名称及び住所

氏名 東京都（生活文化局）

住所 新宿区西新宿二丁目8番1号

### 7 指定内容

建築年：江戸時代後期（19世紀中ごろ）

復元年：昭和38年（1963）

構造：木造平屋寄棟造（桁行11間・梁間5間）、茅葺（東面と北面の庇は鉄板葺き、玄関と便所は棧瓦葺き）

建築面積：199.07 m<sup>2</sup> 延床面積：188.09 m<sup>2</sup>

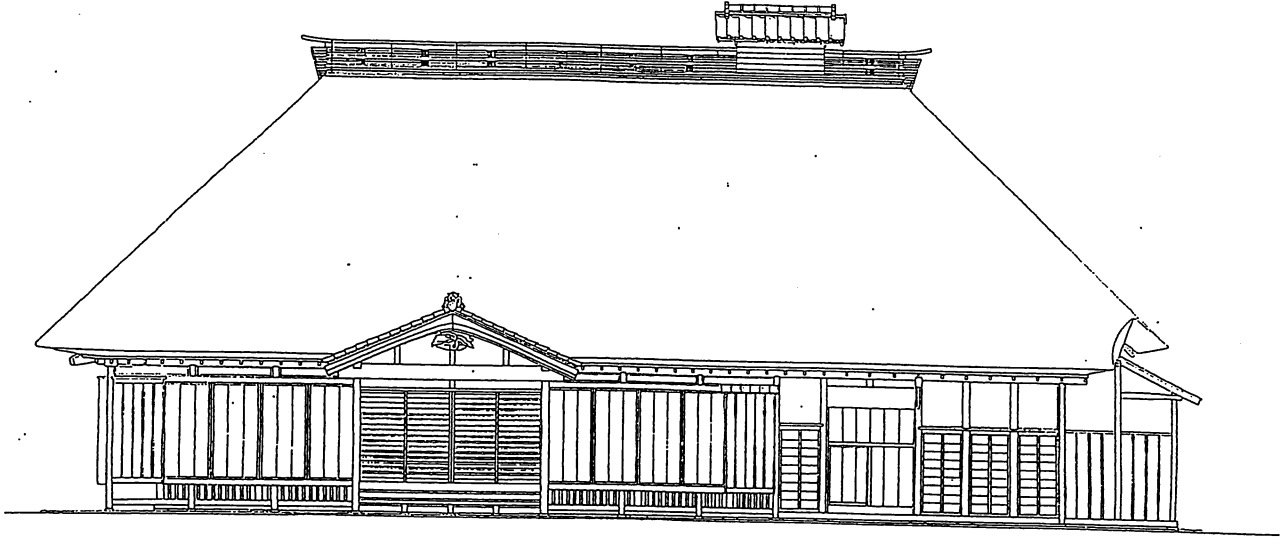
旧所在地：三鷹市野崎337（旧多摩郡野崎新田）

### 8 指定理由

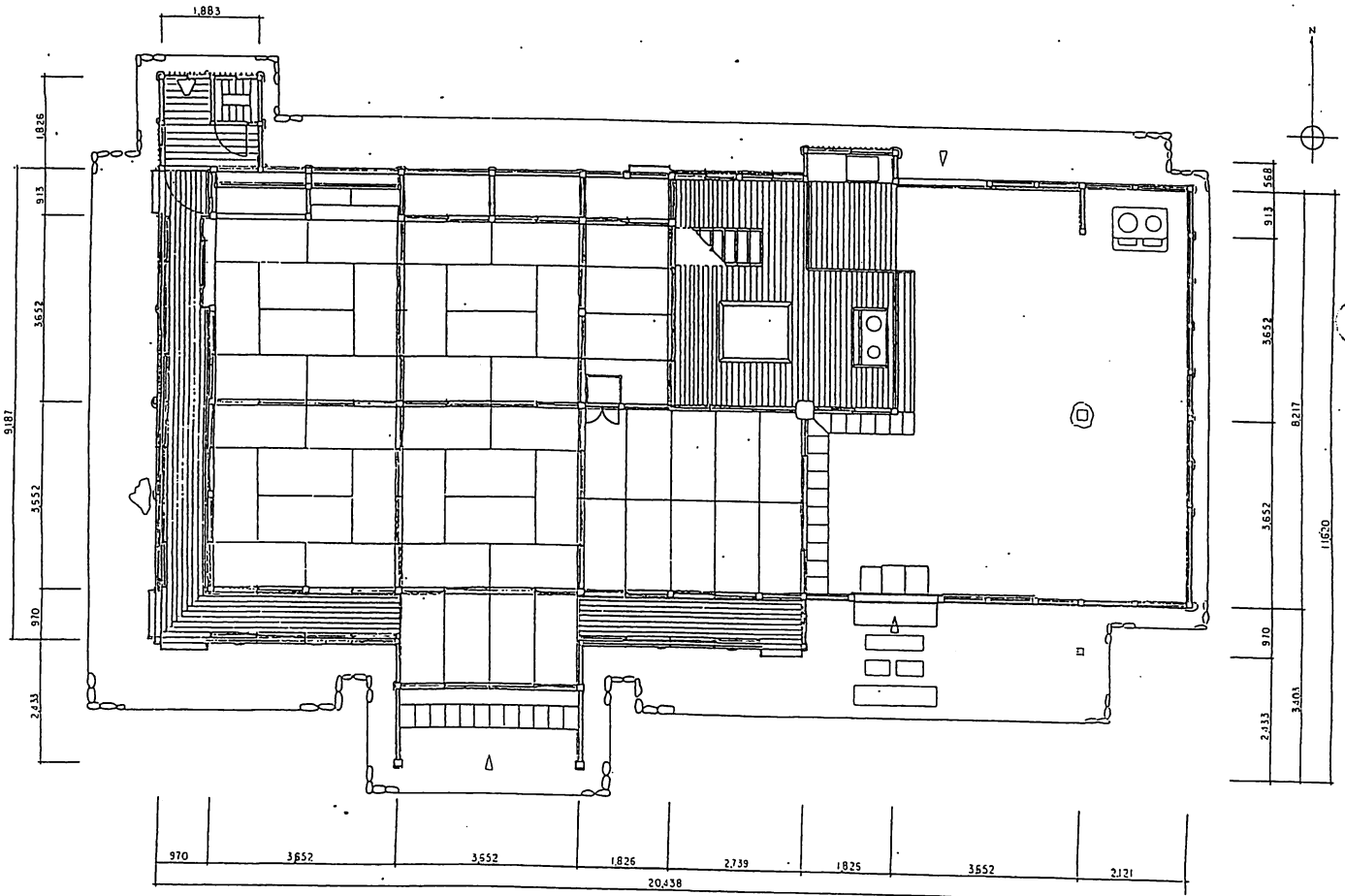
吉野家住宅は、昭和38年（1963）に三鷹市野崎から武蔵野郷土館に移築され、「名主の家」として復元された。平成5年（1993）、江戸東京たてもの園の開設時に解体して現在地に再復元された。復元にあたっては、移築時の現状を大きく変更することなく、大戸口や土間まわりの壁の形式などを旧態に戻した。

この住宅は、保存状態が良く、間取りもおおむね当初のままで、江戸時代後期の多摩地方の上層農家の住宅として貴重である。

# 吉野家住宅

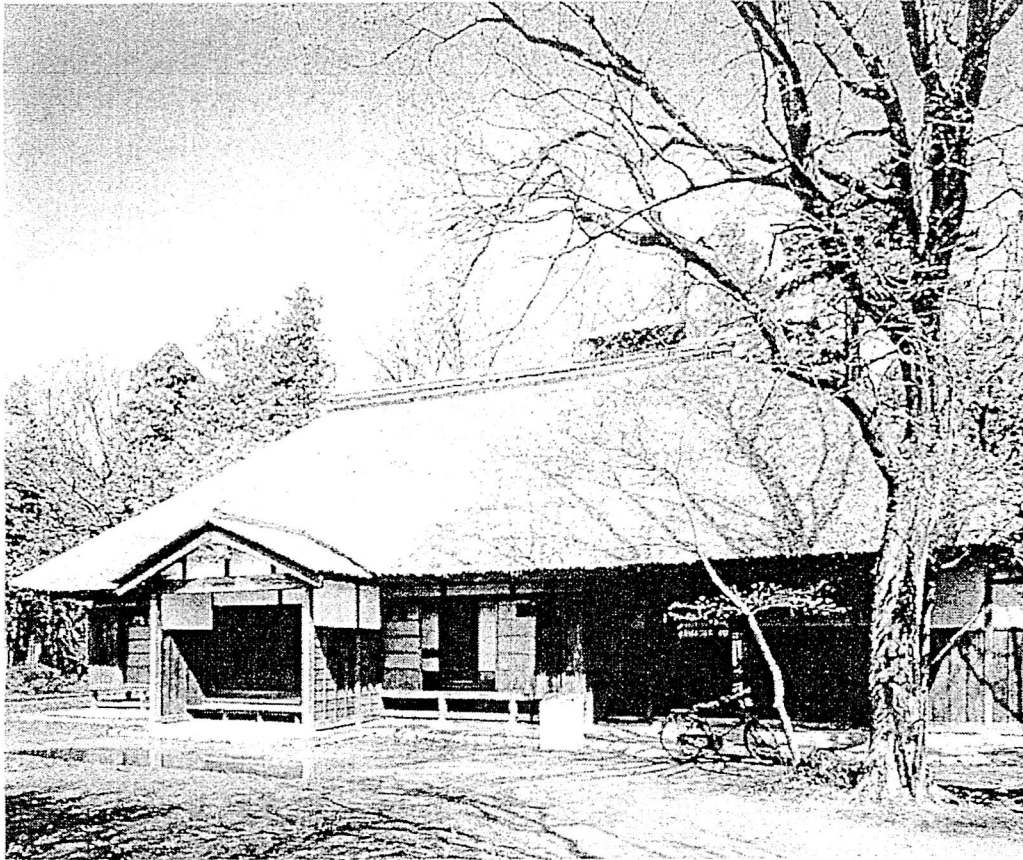


主屋立面图

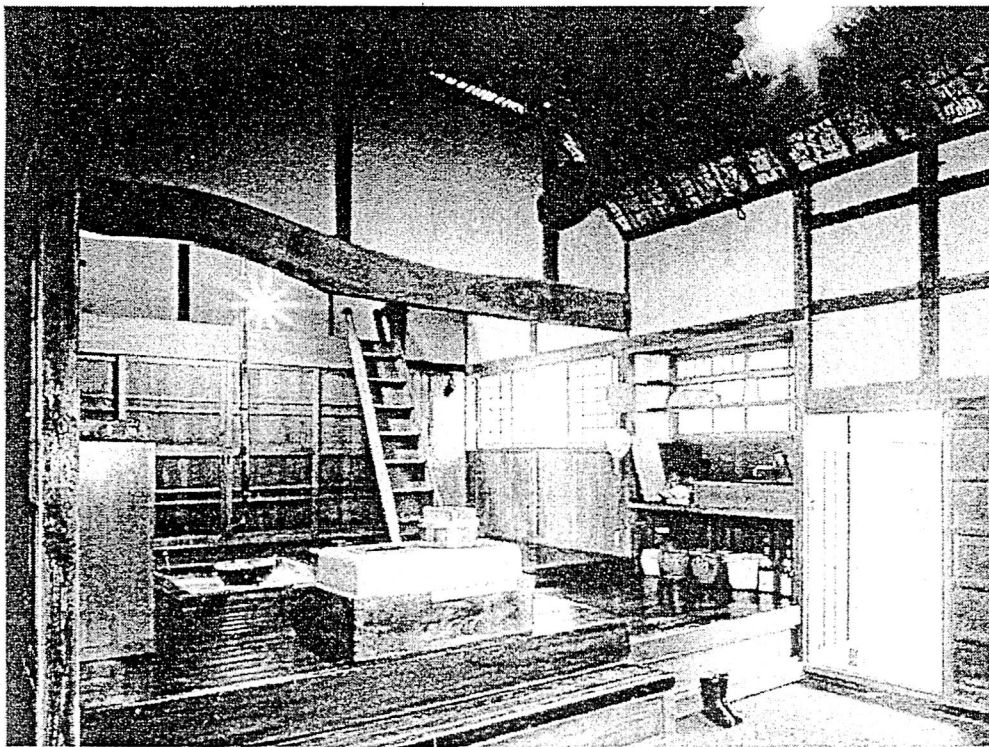


主屋間取図

吉野家住宅



主屋正面



内部（ダイドコロ・カッテ）